

大牟田市被災がけ地等復旧支援制度の概要【令和4年度】

本市では、市民が安心・安全な生活を続けていただくことを目的に、激甚指定を受けた大雨等により被災したがけ地について復旧工事費用の一部を支援しています。

このたび令和4年8月の大雨と9月（台風14号）の暴風雨が、国の激甚災害に指定を受けましたので、被災がけ地の所有者等からの申請に基づき、補助金を交付します。

○補助の対象となる災害(要綱第3条関係)

- 国から激甚災害として指定された大雨による気象災害を、補助の対象として、崩壊したがけ地に対する復旧工事の支援を行います。



令和4年8月の大雨と9月（台風14号）の暴風雨が、激甚災害に指定されましたので支援を行います。

○補助対象となるがけ地(要綱第4条関係)

- 上記の補助の対象となる災害により崩壊したがけ地（人工がけ地を含む）の勾配が30度を超える、かつ崩壊の垂直高さが3メートルを超えるもの。
- 崩壊したがけ地の下端から、崩壊したがけの高さの2倍の範囲内に、災害発生時に居住用として使用していた住宅または市が管理し機能を有する公共施設があるもの。

【補助の対象となるがけのイメージ図】

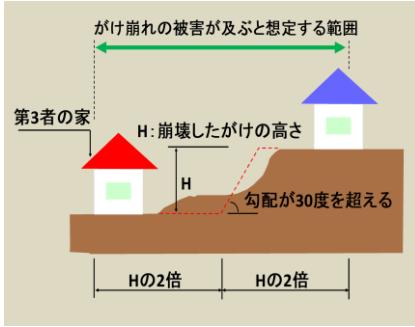


図1:がけ上下に住宅がある場合

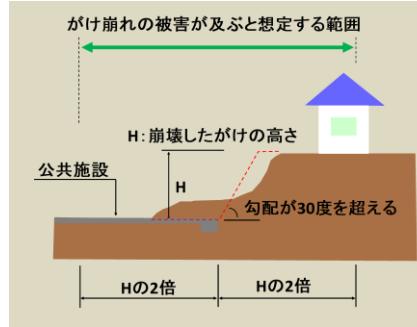


図2:がけ下に道路等の公共施設がある場合

○補助対象者(要綱第5条関係)

- 補助対象となるがけ地の所有者または共有者の代表者、もしくは隣接する宅地の土地所有者、建物所有者で、がけ地の所有者の全部または一部から委任を受けた者（工事施工業者を除く。）
- 市税の滞納がない者
- 暴力団員または暴力団と関係を有しない者

○補助対象となる工事(要綱第7条関係)

- 補助対象となる工事（応急処置のみの工事は含みません）
 - (1) 法面保護に係る工事
 - (2)擁壁の設置及び補強に係る工事（既存擁壁撤去および排水施設設置を含む）
 - (3)宅地の安全性回復のために市長が必要と認める工事

※上記の対象工事は、原則、市内に本店を有する建設業法の許可を受けた者が施工することとしています。

※復旧工事は、補助金交付決定通知を受けた日から、1年内に完了することが必要となります。

※災害発生から激甚災害指定の間に、着手または完了した工事も対象となります。

【注】以下に掲げる工事は補助対象となりません。

- 法人が所有するがけ地の工事
- 既にがけ地等復旧支援制度による補助金により復旧工事を行った範囲の工事
- 工事費用が10万円を超えない工事
- 関連する法令等に違反等をしている土地に対する工事
- その他法令や要綱に違反した補助対象者が行う工事

○補助金の額(要綱第8条関係)

- 工事に要する費用の50/100に相当する額で200万円を限度とします。

【注】工事に要する費用には設計費用等を含みます。

○申請の期限(要綱第9条関係)

- 激甚災害指定を受けた日から、9ヶ月以内に申請してください。
- 令和4年8月大雨による被災は令和5年7月4日、令和4年9月（台風14号）の暴風雨による被災は令和5年8月1日が申請期限です。

○補助金交付手続きの流れ

